

平成23年12月28日
山形県広域支援対策本部

今後の水道水の放射性物質検査の見直しについて

このたび、厚生労働省では、飲料水の放射性物質の基準が1キログラムあたり10ベクレルに設定されるのにあわせ、水道水について1ベクレルまで測定可能な検査態勢を整える方針案が示されたところです。

また、文部科学省の放射線モニタリングについても、放射性物質の放出が減少しており、空間線量率の時間的な変化は極めて小さくかつ安定していることから、大量放出に対応した緊急モニタリングを見直し、測定頻度や測定精度を変更することとしています。

県内でも、5月6日に米沢市の水道水から放射性セシウムが0.15ベクレル検出されたのを最後に不検出が続き、大気中の降下物からは事故に伴う新たな放射性物質が長期間にわたりほとんど検出されていない状況となっております。

こうした状況を踏まえ、県では、水道水の放射性物質検査について、下記のとおり検査精度や検査頻度について見直したので、お知らせします。

また、上記の見直しにあわせ、検査結果の公表についても見直したのでお知らせします。

1 見直しの内容

(1) 検査精度

検査精度を高めるため、シンチレーション式サーベイメータで検査を実施している8地点を含め、22の地点全てにおいてゲルマニウム半導体核種分析装置での検査に変更します。

なお、広域水道から供給を受けている市町村を含め全ての市町村において1箇所以上定期的に検査を実施する態勢については、今後も継続します。

(2) 検査頻度

水道水や大気中の降下物からは事故に伴う新たな放射性物質が長期間にわたりほとんど検出されていないことなどから、放射性物質の影響を受けやすい表流水を水源とする水道水（14地点）については週1回、影響を受けにくい地下水を水源とする水道水（8地点）については月1回の検査に変更します。

(3) 公表時期

ゲルマニウム半導体核種分析装置での検査には一定の時間を要することなどから、検査結果のホームページでの公表時期は、検査翌日の午前中に変更（統一）します。

	現 行	見直し後
検査精度	ゲルマニウム半導体核種分析装置 14地点 シンチレーション式サーベイメータ 8地点	ゲルマニウム半導体核種分析装置 22地点
検査頻度	山形市（文部科学省モニタリング） 毎日 米沢市 週4回 その他20地点 週1回	山形市など表流水を水源とする14地点 週1回 地下水を水源とする8地点 月1回
公表時期	山形市 検査の翌日午前 米沢市ほか 検査当日の夕方	全地点 検査翌日の午前

2 実施時期

1月4日の検査から実施します。

なお、年内は、山形市については12月27日まで検査を実施（28日公表）します。その他の地点については28日まで検査を実施（28日公表）します。